

県有地を随時、先着順で売却しています。

1 県有地の売却について

栃木県では、歳入の確保や管理経費の縮減を図るため、栃木県が所有し未利用となった県有地を売却しています。

次の物件は、随時、先着順での売却が可能です。

【県有地購入のメリット】

権利関係が整理された物件で、抵当権等の設定がありません。

原則として境界立会いを実施し、隣接地所有者との境界が確定しています。

売主である県への仲介手数料は不要です。

所有権移転登記は県が行うため、司法書士等に依頼する場合に必要な登記手数料は不要です。（登録免許税は負担していただきます。）

2 随時売却物件

物件 番号	土地の所在	地目	地 積	予定価格 (最低売却価格)
1	那須郡那珂川町馬頭字権現山 2558 番 49 詳細は「物件調書」(PDF)を確認してください。	宅地	496.00 m ²	4,370,000 円
2	栃木市大平町富田字田宿 2102 番 5 詳細は「物件調書」(PDF)を確認してください。	宅地	271.34 m ²	6,930,000 円
3	鹿沼市口栗野字下町 847 番 9 詳細は「物件調書」(PDF)を確認してください。	宅地	307.50 m ²	3,810,000 円
4	佐野市多田町字中通 870 番 3 詳細は「物件調書」(PDF)を確認してください。	宅地	348.56 m ²	3,362,000 円
5	佐野市山形町字番場 759 番 4 詳細は「物件調書」(PDF)を確認してください。	宅地	357.19 m ²	2,858,000 円

3 土地売買契約に要する費用について

土地売買契約に要する主な費用は、次のとおりです。

- 1 土地売買代金
- 2 土地売買契約書に貼付する収入印紙代
- 3 所有者移転登記に必要な登録免許税

不動産を取得した場合、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が別途課されますので、ご承知ください。

4 対象者

個人、団体、法人のいずれの方も申込みいただけます。

ただし、次に該当する方は申込みできません。

- 1 「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 及び「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する者及び「県有財産（土地）売払い一般競争入札事務処理要領」の別表に該当する者
- 3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

5 申し込み方法

下記の書類に必要事項を記載の上、会計課施設室へ提出（持参）してください。

- ・ 県有財産売払（譲与）申請書
- ・ 誓約書
- ・ 役員名簿（法人の場合）
- ・ 住民票抄本（個人の場合）1 通
- ・ 履歴事項全部証明書（法人の場合）1 通
- ・ 印鑑証明書（法人の場合）1 通

郵送による提出も可能です。その場合、申請書が県へ届いた日時をもって受付といたします。

先着順（受付順）での売払いとなります。

6 土地売買手続きについて

詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県警察本部警務部会計課施設室（施設企画係）

電話番号：028-623-3809

FAX 番号：028-623-3878